

令和6年 第I回 短答式試験

企業法/解答

問題 1	問題 2	問題 3	問題 4	問題 5	問題 6	問題 7	問題 8	問題 9	問題10
4	5	6	6	4	1	6	1	4	2
問題11	問題12	問題13	問題14	問題15	問題16	問題17	問題18	問題19	問題20
2	1	2	5	3	3	4	6	1	5

本試験、お疲れ様でした。

必ず得点したい問題



(解説では問題番号に *** を付しています。)

50%の正答率を確保したい問題



(解説では問題番号に ** を付しています。)

得点できなくてもよい問題



(解説では問題番号に * を付しています。)

想定合格ライン： 75点/100点

$$(\textcircled{5} \times 12 + \textcircled{5} \times 6 \times 50\% = 75 \text{点})$$

想定合格ラインは、60点代がしばらく続いていましたが、今回は75点としました。70点代は、8回前の平成31年(2019年)第I回以来です。ただ、難易度の高い問題が最後に5問並んだので、本試験後の印象はさほど易しくは感じなかったと思います。

問題 1 重要性***

商人（小商人を除く。）に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。（5点）

ア 商人は、支配人を選任したときは、その登記をしなければならないが、当該支配人の代理権の消滅については、その登記をすることを要しない。

×

商法22条（支配人の登記）

商人が支配人を選任したときは、その登記をしなければならない。支配人の代理権の消滅についても、同様とする。

イ 商人の行為は、その営業のためにするものと推定される。

○ **商法503条（附属的商行為）2項**

商人の行為は、その営業のためにするものと推定する。

ウ 営業を譲り受けた商人が譲渡人の商号を引き続き使用する場合には、当該譲渡人の営業によって生じた債権について、当該商人にした弁済は、弁済者が善意であり、かつ重大な過失がないときは、その効力を有する。

○

商法17条（譲渡人の商号を使用した譲受人の責任等）4項

営業を譲り受けた商人が譲渡人の商号を引き続き使用する場合（17I）には、譲渡人の営業によって生じた債権について、その譲受人にした弁済は、弁済者が善意でかつ重大な過失がないときは、その効力を有する（17IV）。

エ 鉱業を営む者が、商行為を行うことを業としない場合には、商人とみなされない。

×

商法4条（定義）2項

店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者又は鉱業を営む者は、商行為を行うことを業としない者であっても、これを商人とみなす。

-
1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 2 重要性***

商行為に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、商法の規定を変更し、又は排除する特約はないものとする。(5点)

-
- ア 商人が、その営業の部類に属する契約の申込みを受けた場合において、その申込みとともに受け取った物品があるときは、その申込みを拒絶したときであっても、当該商人の費用をもってその物品を保管しなければならない。
- ×

商法510条（契約の申込みを受けた者の物品保管義務） 本文

商人がその営業の部類に属する契約の申込みを受けた場合において、その申込みとともに受け取った物品があるときは、その申込みを拒絶したときであっても、申込者の費用をもってその物品を保管しなければならない。

-
- イ 最高裁判所の判例の趣旨によれば、商行為の代理人が本人のためにすることを示さないで代理行為をした場合において、相手方が、代理人が本人のためにすることを過失なく知らなかったときは、相手方は、本人との法律関係を主張するか、代理人との法律関係を主張するかを選択することができる。
-

最判昭43. 4. 24

-
- ウ 商人がその営業の範囲内において他人のために行為をした場合であっても、当該商人と当該他人との契約において報酬について定めていない限り、当該他人に報酬を請求することはできない。
- ×

商法512条（報酬請求権）

商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、相当な報酬を請求することができる。

-
- エ 商人間の売買において、売買の性質により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、当事者の一方が履行しないでその時期を経過したときは、相手方は、直ちにその履行を請求した場合を除き、契約の解除をしたものとみなされる。
-

商法525条（定期売買の履行遅滞による解除）

商人間の売買において、売買の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、当事者の一方が履行をしないでその時期を経過したときは、相手方は、直ちにその履行の請求をした場合を除き、契約の解除をしたものとみなす。

-
1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 3 重要性***

株式会社の設立（会社法第二編「株式会社」第一章「設立」の規定によるものに限る。）に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。（5点）

ア 募集設立の場合において、発起人は、設立時発行株式と引換えにする金銭の払込みの取扱いをする銀行等を変更するときは、裁判所の許可を得なければならない。

×

そのような規定はない

イ 発起人が、出資の履行をしていない発起人に対して、一定の期日までに当該出資の履行をしなければならない旨の通知を法定の期間に行った場合において、当該通知を受けた発起人が、
× 当該一定の期日までに出資の履行をしないときには、他の発起人は、共同して当該出資の履行を引き受けなければならない。

そのような規定はない

ウ 設立時募集株式を引き受けようとする者が、その総数の引受けを行う契約を締結する場合には、発起人は、その者に対し、設立時募集株式に関する事項等を通知することを要しない。

○

会社法61条（設立時募集株式の申込み及び割当てに関する特則）、59条1項

発起人は、設立時募集株式の引受けの申込みをしようとする者に対し、設立時募集株式に関する事項等を通知しなければならない（59 I）。ただし、設立時募集株式を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない（61）。

エ 発起人が、株式会社の設立についてその任務を怠ったことにより当該株式会社に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、発起人の負う当該責任は、総株主の同意がなければ免除
○ することができない。

会社法55条（責任の免除）、53 I

発起人、設立時取締役又は設立時監査役は、株式会社の設立についてその任務を怠ったときは、当該株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う（53 I）。

第53条第1項の規定により発起人、設立時取締役又は設立時監査役の負う責任は、総株主の同意がなければ、免除することができない（55）。

-
1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 4 重要性**

株式会社の設立（会社法第二編「株式会社」第一章「設立」の規定によるものに限る。）に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。（5点）

- ア 募集設立の場合において、設立時募集株式の数を超える引受けの申込みがあるときは、発起人は、各申込者に対し、申込みに係る数に応じて、設立時募集株式を割り当てなければならない。
× い。

会社法60条（設立時募集株式の割当て）1項

発起人は、申込者の中から設立時募集株式の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる設立時募集株式の数を定めなければならない。

- イ 募集設立の場合において、設立時株主は、設立時取締役に対し、発行可能株式総数の変更を創立総会の目的とすることを請求することができる。
×

会社法65条（創立総会の招集）参照

募集設立の場合、発起人は、必要があると認めるときは、いつでも、創立総会を招集することができるが（65Ⅱ）、設立時株主に創立総会の招集権や議案提案権は認められていない。

- ウ 発起設立の場合において、定款について公証人の認証を受けた後、発起人から、金銭の出資に代えて自己が所有する不動産を出資したい旨の申出があったときに、発起人の全員の同意をもって当該定款を変更して、当該発起人の出資の目的を金銭ではなく当該不動産にすることはできない。
○

会社法28条1号, 30条

金銭以外の財産を出資する場合、その財産及びその価額等については、定款の記載事項であり（28①）、公証人の認証を受けるなど（30）、厳格な規定が設けられている。従って、たとえ、発起人全員の同意をもってしても、出資財産の変更は認められない。

- エ 設立しようとする会社が種類株式発行会社である場合において、当該会社の設立中に定款を変更して、ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがある株式交換をするときであっても、当該種類株主による種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めを設けようとするときは、当該種類の設立時発行株式の設立時種類株主全員の同意を要する。
○

会社法99条（定款の変更の手続の特則）2号, 322条2項, 同条1項⑩

ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがある株式交換（322Ⅰ⑩）をする場合に、当該種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めるときは（322Ⅱ）、当該種類の設立時発行株式の設立時種類株主全員の同意を得なければならない（99②）。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 5 重要性***

会社法上の種類株式の規律に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 株式会社は、会計参与の選任につき株主総会決議のほか、ある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を必要とする旨を定款で定めることができない。

×

会社法108条（異なる種類の株式）1項8号

株式会社は、株主決議のほか、当該種類株主総会の決議を必要とする種類株式を発行することができる（108 I ⑧）。

イ 株式会社は、ある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において会計参与を選任する旨を定款で定めることができない。

○

会社法108条（異なる種類の株式）1項9号

株式会社は、取締役又は監査役を選任する種類の株式を発行することができる」とされているが（108 I ⑨）、会計参与については、このような規定はない。

ウ 公開会社でない株式会社は、株主総会における議決権に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いを定款で定めることができる。

○

会社法109条（株主の平等）2項

前項の規定（株主平等原則）にかかわらず、公開会社でない株式会社は、第105条（株主の権利）第1項各号に掲げる権利に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めることができる。

エ 株式会社は、種類株式の内容として、剰余金の配当について優先的に扱う旨を定款で定めたときは、株主総会におけるすべての事項について議決権を行使することができない旨をも当該

× 定款の定めを含めなければならない。

このような規定はない

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 6 重要性***

株式会社が、募集株式について、現物出資財産を出資の目的とする旨並びに当該財産の内容及び価額を定めた場合における検査役の調査が免除されるときに組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、特別法の規定により現物出資財産の出資に関する会社法の規定の適用が除外される場合は、考慮しないものとする。(5点)

ア 当該株式会社が現物出資財産について定めた価額の総額が500万円を超えないとき。

○ **会社法207条9項2号**

現物出資財産の価額の総額が500万円を超えない場合は、検査役の選任等の規定の適用は受けない(207IX②)。

イ 当該株式会社から株式の割当てを受けた募集株式の引受人(以下、受入)という。)が、現物出資財産として市場価格のある有価証券を給付する場合において、当該現物出資財産の価額が、法務省令で定める方法により算定される当該有価証券の市場価格を超えないとき。

○ **会社法207条9項3号**

現物出資財産のうち、市場価格のある有価証券の価額が法務省令で定める方法により算定される市場価格を超えない場合は、検査役の選任等の規定の適用は受けない(207IX③)。

ウ 引受人が、現物出資財産として不動産を給付する場合において、当該現物出資財産の価額が相当であることについて税理士の証明のみを受けたとき。

×

○ **会社法207条9項4号**

現物出資財産が不動産の場合は、税理士等の証明及び不動産鑑定士の鑑定評価を受ける必要がある。

エ 引受人が、現物出資財産として、当該株式会社に対する弁済期が到来していない金銭債権を給付する場合において、当該金銭債権について定められた価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えないとき。

×

○ **会社法207条9項5号**

現物出資財産が株式会社に対する金銭債権(弁済期が到来しているものに限る)であって、当該金銭債権の価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 7 重要性**

株券に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、定款に別段の定めはないものとする。(5点)

ア 株主が、株式会社に対し、株券の所持を希望しない旨を申し出た場合には、当該株主が所持していた株券は、当該株主が当該株券を当該株式会社に提出した時に無効となる。

×

会社法217条（株券不所持の申出）5項

株券の所持を希望しない旨の申出を受けて株券発行会社に提出された株券は、株券発行会社が株券を発行しない旨を株主名簿に記載し、又は記録をした時において、無効となる。

イ 株式会社が、その株式に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更をしたときは、当該株式会社の株主は、当該定款変更がその効力を生じた日から遅滞なく自己の有する株券を当該株式会社に提出しなければならない。

×

会社法219条（株券の提出に関する公告等）参照

無効となった株券の提出は求められていない。

ウ 株券喪失登録がされた株券は、その登録が抹消された場合を除き、株券喪失登録日の翌日から起算して1年を経過した日に無効となる。。

○

会社法228条（株券の無効）1項

株券喪失登録（抹消されたものを除く。）がされた株券は、株券喪失登録日の翌日から起算して1年を経過した日に無効となる。。

エ 最高裁判所の判例の趣旨によれば、株券としての効力が生ずるのは、株式会社が法定の形式を具備した文書を作成したときではなく、当該文書を株主に交付した時である。

○

最判昭40.11.16

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 8 重要性***

株式会社の機関に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 監査役会設置会社においては、定款の定めによっても、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定することができない。

○

会社法389条（定款の定めによる監査範囲の限定）1項

公開会社でない株式会社（監査役会設置会社及び会計監査人設置会社を除く。）は、第381条（監査役の特権）第1項の規定にかかわらず、その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる。

イ 指名委員会等設置会社の監査委員会においては、その委員は、3人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならない。

○

会社法400条（委員の選定等）1項, 3項

指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の各委員会は、委員3人以上で組織する（400 I）。各委員会の委員の過半数は、社外取締役でなければならない（同III）。

ウ 監査役会設置会社においては、監査役は、3人以上で、その過半数は、社外監査役でなければならない。

×

会社法335条（監査役の特権）3項

監査役会設置会社においては、監査役は、3人以上で、そのうち半数以上は、社外監査役でなければならない

エ 監査等委員会設置会社の監査等委員会においては、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定しなければならない。

×

会社法390条3項参照

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定しなければならないとされているが（390 III）、監査等委員会設置会社の監査等委員会においては、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定しなければならない旨の規定はない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 9 重要性***

株主総会に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、定款に別段の定めはないものとする。(5点)

ア 公開会社において、総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主は、株主総会の目的である事項を定めることなく、自ら株主総会を招集することができる。

×

会社法297条（株主による招集の請求）1項

総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6箇月前から引き続き有する株主は、取締役に対し、株主総会の目的である事項及び招集の理由を示して、株主総会の招集を請求することができる。

イ 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなされる。

○

会社法319条（株主総会の決議の省略）1項

ウ 取締役会設置会社でない株式会社の取締役は、株主総会に出席しない株主が電磁的方法によって議決権を行使することができる旨を定めた場合には、株主に対し、株主総会の招集の通知を株主総会の日の2週間前までに発しなければならない。

○

会社法299条（株主総会の招集の通知）1項かつこ書

株主総会を招集するには、取締役は、株主総会の日の2週間（書面による議決権行使又は電磁的方法による議決権行使を定めたときを除き、公開会社でない株式会社にあつては、1週間）前までに、株主に対してその通知を発しなければならない。

エ 株主総会に出席しない株主が電磁的方法によって議決権を行使することとする旨を定めた場合には、株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の全員の同意があるときには、株主総会は、招集の手続を経ることなく開催することができる。

×

会社法300条（招集手続の省略）ただし書

株主総会は、株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項（書面による議決権行使又は電磁的方法による議決権行使）を定めた場合は、この限りでない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. **イウ** 5. イエ 6. ウエ

問題10 重要性***

株主総会に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 株主総会決議の不存在の確認の訴えは、確認の利益を有する限り、誰でも提起することができる。

○

会社法830条（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）1項

株主総会若しくは種類株主総会又は創立総会若しくは種類創立総会の決議については、決議が存在しないことの確認を、訴えをもって請求することができる。

イ 公開会社の株主総会は、株主総会の目的である事項として株主総会の延期を定めていない場合には、株主総会の延期を決議することはできない。

×

会社法317条（延期又は続行の決議）

株主総会の目的である事項として株主総会の延期を定めていない場合であっても、株主総会の延期を決議することができる。

ウ 監査役設置会社の株主総会が監査役を解任する決議を行う場合における定足数は、定款の定めによっても、当該監査役の解任について議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1未満の割合とすることができない。

○

会社法309条（株主総会の決議）2項前段かつこ書, 339条1項, 309条2項7号

監査役を解任する株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（3分の1以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。

エ 公開会社である会計監査人設置会社の株主総会は、株主総会の目的である事項として会計監査人により株主総会に提出された資料を調査する者の選任を定めていない場合には、当該調査をする者を選任することができない。

×

会社法309条（株主総会決議）5項ただし書, 316条1項

取締役会設置会社においては、株主総会は、株主総会の目的である事項以外の事項については、決議をすることができない（309V）。ただし、第316条（株主総会に提出された資料等の調査）第1項若しくは第2項に規定する者の選任又は第398第2項の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。従って、当該調査をする者を選任することはできる。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題11 重要性**

代表取締役に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。
(5点)

- ア 代表取締役が取締役の地位を保持しつつ辞任により代表取締役を退任したことにより代表取締役が欠けた場合には、当該退任した代表取締役は、新たに選定された代表取締役（一時代表取締役の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお代表取締役としての権利義務を有する。

会社法351条（代表取締役に欠員を生じた場合の措置）1項

代表取締役が欠けた場合又は定款で定めた代表取締役の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表取締役は、新たに選定された代表取締役（次項の一時代表取締役の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお代表取締役としての権利義務を有する。

- イ 株式会社は、代表取締役が有する当該株式会社の業務に関する裁判上の行為又は裁判外の行為をする権限に制限を加える旨を定款に定めることはできない。

×

会社法349条（株式会社の代表）4項5項

代表取締役は、株式会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

- ウ 最高裁判所の判例の趣旨によれば、代表取締役がその職務を行うについて不法行為をして第三者に損害を加えたため、会社が当該第三者に対し損害を賠償する責任を負う場合には、代表取締役も個人として当該第三者に対し不法行為責任を負う。

最判昭49年2月28日

- エ 最高裁判所の判例の趣旨によれば、代表取締役代行者という名称は、表見代表取締役における株式会社を代表する権限を有するものと認められる名称には該当しない。

×

最判昭49年11月27日

代表取締役代行者という名称は、表見代表取締役における株式会社を代表する権限を有するものと認められる名称には該当する。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題12 重要性***

取締役会に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 取締役会の招集の通知は、定款又は取締役会で定めた場合を除き、書面以外の方法によって行うこともできる。

○

会社法368条（招集手続）1項

取締役会を招集する者は、取締役会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、各取締役（監査役設置会社にあつては、各取締役及び各監査役）に対してその通知を発しなければならない。

※ 取締役会の招集の通知は書面による方法に限定されない

イ 取締役会設置会社の取締役は、自己のために株式会社の事業の部類に属する取引をした場合には、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を取締役に報告しなければならない。

○

会社法365条（競業及び取締役会設置会社との取引等の制限）2項

取締役会設置会社においては、第356条（競業及び利益相反取引の制限）第1項各号の取引をした取締役は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を取締役に報告しなければならない。

ウ 最高裁判所の判例の趣旨によれば、代表取締役の解職に関する取締役会の決議においては、当該代表取締役は、特別の利害関係を有する取締役に当たらず、当該取締役会において議決権を行使することができる。

×

最判昭44年3月28日

代表取締役の解職に関する取締役会の決議においては、当該代表取締役は、特別の利害関係を有する取締役に当たり、当該取締役会において議決権を行使することができない。

エ 取締役会設置会社の親会社の債権者は、当該取締役会設置会社の役員又は執行役の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該取締役会設置会社の取締役会の議事録の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

×

会社法371条（議事録等）4項5項

取締役会設置会社の債権者は、役員又は執行役の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該取締役会設置会社の議事録等について第2項各号に掲げる請求をすることができる。

前項の規定は、取締役会設置会社の親会社社員がその権利を行使するため必要があるときについて準用する。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題13 重要性***

監査等委員会設置会社に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、定款に別段の定めはないものとする。(5点)

ア 監査等委員会設置会社において、取締役が会計監査人の報酬等を定める場合には、監査等委員会の同意を得なければならない。

○

会社法399条（会計監査人の報酬等の決定に関する監査役の特権）1項3項

取締役は、会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には、監査役（監査役が二人以上ある場合にあつては、その過半数）の同意を得なければならない。

監査等委員会設置会社における第1項の規定の適用については、同項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあつては、その過半数）」とあるのは、「監査等委員会」とする。

イ 監査等委員会設置会社において、監査等委員会を招集する監査等委員を監査等委員会で定めた場合には、当該監査等委員（以下、「招集権者」という。）以外の監査等委員は、招集権者

× に対して監査等委員会の招集を請求し、当該請求の日から5日以内に、当該請求の日から2週間以内に開催される監査等委員会の招集の通知が発せられないときに限り、監査等委員会を招集することができる。

会社法399条の8（招集権者）

監査等委員会は、各監査等委員が招集する。

ウ 監査等委員会設置会社において、会計監査人が職務上の義務に違反した場合には、監査等委員の全員の同意により、その会計監査人を解任することができる。

○

会社法340条（監査役等による会計監査人の解任）1項2項5項

監査役は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

前項の規定による解任は、監査役が二人以上ある場合には、監査役の全員の同意によって行わなければならない。

監査等委員会設置会社における第1項から第3項までの規定の適用については、第1項中「監査役」とあるのは「監査等委員会」と、第2項中「監査役が二人以上ある場合には、監査役」とあるのは「監査等委員」と、第3項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあつては、監査役の互選によって定めた監査役）」とあるのは「監査等委員会が選定した監査等委員」とする。

-
- エ 取締役の総数が9人である監査等委員会設置会社において、このうち4人が社外取締役であり、この4人のみを監査等委員として監査等委員会が組織されているときは、当該監査等委員会設置会社は、取締役会の決議により、支店の設置に係る決定を取締役に委任することができる。
- ×

会社法399条の13（監査等委員会設置会社の取締役会の権限）5項

前項の規定にかかわらず、監査等委員会設置会社の取締役の過半数が社外取締役である場合には、当該監査等委員会設置会社の取締役会は、その決議によって、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる。

1. アイ 2. **アウ** 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題14 重要性***

株式会社の会計帳簿及び計算書類等に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、定款に別段の定めはないものとする。(5点)

ア 株式会社は、会計帳簿の記録を開始した時点から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

×

会社法432条（会計帳簿の作成及び保存）2項

株式会社は、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

イ 株主総会の決議事項の一部につき議決権を行使することができない株主であっても、発行済み株式（自己株式を除く。）の100分の3以上の株式を保有していれば、会計帳簿の閲覧を請求することができる。

○

会社法433条（会計帳簿の閲覧等の請求）1項

総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の百分の三以上の議決権を有する株主又は発行済株式（自己株式を除く。）の百分の三以上の数の株式を有する株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

ウ 会計監査人設置会社において、株主資本等変動計算書は、会計監査人の監査の対象とはならない。

×

会社法436条（計算書類等の監査等）2項

会計監査人設置会社においては、次の各号に掲げるものは、法務省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。

一 前条第2項の計算書類及びその附属明細書 監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）及び会計監査人

会社法435条（計算書類等の作成及び保存）2項

株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

会社計算規則（各事業年度に係る計算書類）1項

法第435条第2項に規定する法務省令で定めるものは、この編の規定に従い作成される株主資本等変動計算書及び個別注記表とする。

エ 事業報告は、定時株主総会の承認の対象とはならない。

○ 会社法438条（計算書類等の定時株主総会への提出等）3項

取締役は、第1項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時株主総会に報告しなければならない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題15 重要性***

合同会社に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。
(5点)

ア 合同会社の資本金の額は、登記しなければならない。

○ 会社法914条（合同会社の設立の登記）1項

合同会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる事項を登記してしなければならない。

五 資本金の額

イ 合同会社の社員は、出資の価額が減少した場合であっても、その旨の登記をする前に生じた当該合同会社の債務について、当該出資の価額の減少前の責任の範囲内でこれを弁済する責任を負う。

会社法583条（社員の責任を変更した場合の特則）2項

有限責任社員（合同会社の社員を除く。）が出資の価額を減少した場合であっても、当該有限責任社員は、その旨の登記をする前に生じた持分会社の債務については、従前の責任の範囲内でこれを弁済する責任を負う。

ウ 合同会社が当該合同会社の持分を取得した場合には、当該合同会社は、当該持分を相当の時期に処分しなければならない。

×

会社法587条1項2項

持分会社は、その持分の全部又は一部を譲り受けることができない。

持分会社が当該持分会社の持分を取得した場合には、当該持分は、当該持分会社がこれを取
得した時に、消滅する。

エ 合同会社が新たに社員を加入させる場合において、当該合同会社が新たに社員を加入させる旨の定款の変更をしたにもかかわらず、新たに社員になろうとする者がその出資に係る払込み又は給付の全部又は一部を履行していないときは、その者は、当該払込み又は給付を完了した時に、当該合同会社の社員になる。

会社法604条（社員の加入）3項

前項の規定にかかわらず、合同会社が新たに社員を加入させる場合において、新たに社員となろうとする者が同項の定款の変更をした時にその出資に係る払込み又は給付の全部又は一部を履行していないときは、その者は、当該払込み又は給付を完了した時に、合同会社の社員となる。

-
1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

社債に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 株式会社は、他の会社と合同して募集社債を発行することができる。

○ 会社法676条（募集社債に関する事項の決定）

会社は、その発行する社債を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集社債（当該募集に応じて当該社債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる社債をいう。）について次に掲げる事項を定めなければならない。

十二 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

会社法施行規則162条

法第676条第十二号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

二 他の会社と合同して募集社債を発行するときは、その旨及び各会社の負担部分

イ 無記名社債の譲渡は、その社債を取得した者の氏名又は名称及び住所を社債原簿に記載し、又は記録しなければ、社債発行会社その他の第三者に対抗することができない。

×

会社法687条（社債券を発行する場合の社債の譲渡）

社債券を発行する旨の定めがある社債の譲渡は、当該社債に係る社債券を交付しなければ、その効力を生じない。

会社法688条（社債の譲渡の対抗要件）1項3項

社債の譲渡は、その社債を取得した者の氏名又は名称及び住所を社債原簿に記載し、又は記録しなければ、社債発行会社その他の第三者に対抗することができない。

前二項の規定は、無記名社債については、適用しない。

ウ 無記名式の新株予約権付社債券が発行されている場合において、新株予約権付社債に付された新株予約権が消滅していないときであっても、社債部分のみに質権を設定することができる。

×

会社法267条（新株予約権の質入れ）2項3項

前項の規定にかかわらず、新株予約権付社債に付された新株予約権のみに質権を設定することはできない。ただし、当該新株予約権付社債についての社債が消滅したときは、この限りでない。

新株予約権付社債についての社債のみに質権を設定することはできない。ただし、当該新株予約権付社債に付された新株予約権が消滅したときは、この限りでない。

エ 無記名社債の社債権者は、社債権者集会において議決権を行使しようとするときは、当該社債権者集会の日の1週間前までに、その社債券を、当該社債権者集会を招集する者に提示しなければならない。

会社法723条（議決権の額等）3項

議決権を行使しようとする無記名社債の社債権者は、社債権者集会の日の一週間前までに、その社債券を招集者に提示しなければならない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題17 重要性**

株式会社の吸収合併に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、吸収合併の当事会社は、いずれも種類株式発行会社でない株式会社であるものとする。
(5点)

ア 吸収合併契約においては、吸収合併存続株式会社が、吸収合併消滅株式会社の株主全員に対してその有する株式に代わる対価を交付しない旨を定めることはできない。

×

会社法749条（株式会社が存続する吸収合併契約）1項

会社が吸収合併をする場合において、吸収合併後存続する会社（「吸収合併存続会社」）が株式会社であるときは、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

二 吸収合併存続株式会社が吸収合併に際して株式会社である吸収合併消滅会社（「吸収合併消滅株式会社」）の株主又は持分会社である吸収合併消滅会社（「吸収合併消滅持分会社」）の社員に対してその株式又は持分に代わる金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

※ その株式又は持分に代わる金銭等を交付しないことも認められる。

イ 吸収合併消滅株式会社に対して、法定の手續に従い株式買取請求をした反対株主が、効力発生日前において、当該株式買取請求を撤回するには、当該吸収合併消滅株式会社の承諾を得なければならない。

○

会社法785条（反対株主の株式買取請求）7項

株式買取請求をした株主は、消滅株式会社等の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる。

ウ 吸収合併消滅株式会社において、新株予約権買取請求に係る新株予約権の買取りは、吸収合併の効力発生日に、その効力を生ずる。

○

会社法750条（株式会社が存続する吸収合併の効力の発生等）3項

次の各号に掲げる場合には、吸収合併消滅株式会社の株主又は吸収合併消滅持分会社の社員は、効力発生日に、前条第1項第三号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

三 前条第1項第二号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権の新株予約権者

エ 吸収合併存続株式会社は、吸収合併契約等備置開始日から吸収合併の効力発生日までの間、法定の事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

×

会社法794条（吸収合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）1項

吸収合併存続株式会社、吸収分割承継株式会社又は株式交換完全親株式会社（「存続株式会社等」）は、吸収合併契約等備置開始日から効力発生日後六箇月を経過する日までの間、吸収合併契約等の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

1. アイ
2. アウ
3. アエ
4. イウ
5. イエ
6. ウエ

問題18 重要性**

株式会社の株式移転に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 指名委員会等設置会社の取締役会は、株式移転計画の内容の決定を、執行役に委任することができる。

×

会社法416条（指名委員会等設置会社の取締役会の権限）4項

指名委員会等設置会社の取締役会は、その決議によって、指名委員会等設置会社の業務執行の決定を執行役に委任することができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

二十三 株式移転計画の内容の決定

イ 株式移転は、法定の手続が終了した場合には、株式移転計画において定められた効力発生日にその効力を生ずる。

×

会社法774条（株式移転の効力の発生等）1項

株式移転設立完全親会社は、その成立の日に、株式移転完全子会社の発行済株式の全部を取得する。

会社法925条（株式移転の登記）1項

一又は二以上の株式会社が株式移転をする場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に、株式移転により設立する株式会社について、その本店の所在地において、設立の登記をしなければならない。

ウ 株式会社が株式移転をする場合において、株式移転計画新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときには、当該新株予約権付社債についての社債権者は、当該株式移転完全子会社に対し、法定の手続に従って、当該株式移転について異議を述べることができる。

会社法810条（債権者の異議）1項

次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める債権者は、消滅株式会社等に対し、新設合併等について異議を述べることができる。

三 株式移転計画新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権である場合 当該新株予約権付社債についての社債権者

エ 株式移転の無効の訴えの被告となるのは、株式移転をする株式会社及び株式移転により設立する株式会社である。

○

会社法834条（被告）

次の各号に掲げる訴え（「会社の組織に関する訴え」）については、当該各号に定める者を被告とする。

十二 株式会社の株式移転の無効の訴え 株式移転をする株式会社及び株式移転により設立する株式会社

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題19 重要性*

次のうち、金融商品取引法上の金融商品に該当するものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア オプション

○

イ 通貨

○

ウ 信用格付

×

エ 国債証券の利率

×

金融商品取引法2条24項

この法律において「金融商品」とは、次に掲げるものをいう。

一 有価証券

三 通貨

金融商品取引法2条1項

この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

十九 金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第21項第三号に掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場において行う取引であつて第21項第三号に掲げる取引と類似の取引又は金融指標に係るものを除く。)に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う第22項第三号若しくは第四号に掲げる取引に係る権利(「オプション」)を表示する証券又は証書

金融商品取引法2条25項

この法律において「金融指標」とは、次に掲げるものをいう。

一 金融商品の価格又は金融商品の利率等

三 その変動に影響を及ぼすことが不可能若しくは著しく困難であつて、事業者の事業活動に重大な影響を与える指標又は社会経済の状況に関する統計の数値であつて、これらの指標又は数値に係るデリバティブ取引(デリバティブ取引に類似する取引を含む。)について投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの

-
1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題20 重要性*

金融商品取引法上の目論見書に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 発行者及び有価証券の売出しをする者は、目論見書の交付に併せて、目論見書の記載内容に係る確認書を交付しなければならない。

金融商品取引法24条の4の2（有価証券報告書の記載内容に係る確認書の提出）1項

第24条第1項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社のうち、第24条第1項第一号に掲げる有価証券の発行者である会社その他の政令で定めるものは、内閣府令で定めるところにより、当該有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨を記載した確認書（「確認書」）を当該有価証券報告書と併せて内閣総理大臣に提出しなければならない。

- イ 何人も、有価証券の募集又は売出しのために、虚偽の記載があり、又は記載すべき内容の記載がかけられている目論見書を使用してはならない。

金融商品取引法13条（目論見書の作成及び虚偽記載のある目論見書等の使用禁止）4項

何人も、第4条（募集又は売出しの届出）第1項本文、第2項本文若しくは第3項本文の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出しのために、虚偽の記載があり、又は記載すべき内容の記載が欠けている第1項の目論見書を使用してはならない。

- ウ 発行者及び有価証券の売出しをする者は、有価証券の募集又は売出しのために目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料を使用してはならない。
- × ない。

金融商品取引法13条（目論見書の作成及び虚偽記載のある目論見書等の使用禁止）5項

何人も、第4条（募集又は売出しの届出）第1項本文、第2項本文若しくは第3項本文の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出しのために第1項の目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって作成された場合においては、その電磁的記録に記録された情報の内容を表示したものを含む。第17条において同じ。）を使用する場合には、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

- エ 目論見書の交付請求があつたにもかかわらず、これを交付せずに有価証券を取得させた者は、
○ 目論見書を交付しなかつたことが故意又は過失によるものでない場合であっても、当該有価証券を取得した者に対し、これにより生じた損害を賠償する責任を負う。

金融商品取引法16条（違反行為者の賠償責任）

前条（届出の効力発生前の有価証券の取引禁止及び目論見書の交付）の規定に違反して有価証券を取得させた者は、これを取得した者に対し当該違反行為に因り生じた損害を賠償する責に任ずる。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ